

第18号議案

芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月20日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

指定居宅サービス等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い，各サービスの人員及び運営に係る規定を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年芦屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第7条第1項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第11条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下と」の次に「し，ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数と」を加える。

第46条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「，指定介護療養型医療施設」に改め，「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第47条第3項，第48条，第62条第3項，第74条第2項及び第75条中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第80条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護従業者その他の従業者に周知徹底を図るこ

と。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第85条第3項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

指定居宅サービス等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い，各サービスの人員及び運営に係る規定を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 介護予防認知症対応型通所介護

ア 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護とは，次に掲げる施設等に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいうこととする。(第7条関係)

改正案	現 行
(ア) 特別養護老人ホーム	(ア) 特別養護老人ホーム
(イ) 養護老人ホーム	(イ) 養護老人ホーム
(ウ) 病院	(ウ) 病院
(エ) 診療所	(エ) 診療所
(オ) 介護老人保健施設	(オ) 介護老人保健施設
(カ) <u>介護医療院</u> (※)	
(キ) 社会福祉施設	(カ) 社会福祉施設
(ク) 特定施設	(キ) 特定施設

※ 介護医療院とは，主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

イ 利用定員等（第11条関係）

共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員を次のとおり改正する。

種別	利用定員（1日当たり）	
	改正案	現 行
指定認知症対応型共同生活介護事業所	共同生活住居ごとに3人以下	
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所		
指定地域密着型特定施設	施設ごとに3人以下	
指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。）		
<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>	ユニットごとに12人以下（※）	施設ごとに3人以下

※ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計とする。

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護

ア 従業者の員数等（第46条関係）

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護職員が兼務可能な当該事業所に併設する施設等の種別を次のとおり改正する。

改正案	現 行
(ア) 指定認知症対応型共同生活介護事業所	(ア) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
(イ) 指定地域密着型特定施設	(イ) 指定地域密着型特定施設
(ウ) 指定地域密着型介護老人福祉施設	(ウ) 指定地域密着型介護老人福祉施設
(エ) 指定介護療養型医療施設	(エ) 指定介護療養型医療施設
(オ) <u>介護医療院</u>	

イ 管理者（第47条関係）

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者の資格要件を次のとおり改正する。

改正案	現 行
次に掲げる施設等の従業者等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	
(ア) 特別養護老人ホーム (イ) 老人デイサービスセンター (ウ) 介護老人保健施設 (エ) <u>介護医療院</u> (オ) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (カ) 指定複合型サービス事業所 (キ) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	(ア) 特別養護老人ホーム (イ) 老人デイサービスセンター (ウ) 介護老人保健施設 (エ) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (オ) 指定複合型サービス事業所 (カ) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

ウ 代表者（第48条関係）

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の資格要件を次のとおり改正する。

改正案	現 行
次に掲げる施設等の従業者等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	
(ア) 特別養護老人ホーム (イ) 老人デイサービスセンター (ウ) 介護老人保健施設 (エ) <u>介護医療院</u> (オ) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (カ) 指定複合型サービス事業所 (キ) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	(ア) 特別養護老人ホーム (イ) 老人デイサービスセンター (ウ) 介護老人保健施設 (エ) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (オ) 指定複合型サービス事業所 (カ) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

エ 協力医療機関等（第62条関係）

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、次に掲げる施設等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

改正案	現 行
(ア) 介護老人福祉施設	(ア) 介護老人福祉施設
(イ) 介護老人保健施設	(イ) 介護老人保健施設
(ウ) <u>介護医療院</u>	
(エ) 病院等	(ウ) 病院等

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護

ア 管理者（第74条関係）

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が共同生活住居ごとに置く管理者の資格要件を次のとおり改正する。

改正案	現 行
適切なサービス提供のために必要な知識及び経験を有し、次に掲げる施設等の従業者等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	
(ア) 特別養護老人ホーム	(ア) 特別養護老人ホーム
(イ) 老人デイサービスセンター	(イ) 老人デイサービスセンター
(ウ) 介護老人保健施設	(ウ) 介護老人保健施設
(エ) <u>介護医療院</u>	
(オ) 指定認知症対応型共同生活介護事業所	(エ) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

イ 代表者（第75条関係）

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者の資格要件を次のとおり改正する。

改正案	現 行
次に掲げる施設等の従業者等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	

(ア) 特別養護老人ホーム	(ア) 特別養護老人ホーム
(イ) 老人デイサービスセンター	(イ) 老人デイサービスセンター
(ウ) 介護老人保健施設	(ウ) 介護老人保健施設
(エ) <u>介護医療院</u>	
(オ) 指定認知症対応型共同生活介護事業所	(エ) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

ウ 身体的拘束等の禁止（第80条関係）

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (イ) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (ウ) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

エ 協力医療機関等（第85条関係）

(2)エに同じ。

(4) その他規定の整理

3 施行期日

平成30年4月1日

芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>第6条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（<u>法第5条の2第1項</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第7条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下</p>	<p>第6条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（<u>法第5条の2</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第7条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指</p>

改正案	現 行
<p>「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。) ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>2～7 (省略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第46条 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p>	<p>定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。) ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>2～7 (省略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第46条 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p>

改正案			現 行		
6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。			6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。		
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
(省略)			(省略)		
7～13 (省略) (管理者)			7～13 (省略) (管理者)		
第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設			第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設		

改正案	現 行
<p>等の職務，同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が，指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。），指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，一体的な運営を行っている場合には，これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p> <p>2 前項本文及び指定地域密着型サービス基準条例第194条第1項の規定にかかわらず，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は，本体事業所の管理者をもって充てることができるものとする。</p> <p>3 前2項の管理者は，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター</p>	<p>等の職務，同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が，指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。），指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，一体的な運営を行っている場合には，これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p> <p>2 前項本文及び指定地域密着型サービス基準条例第194条第1項の規定にかかわらず，指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は，本体事業所の管理者をもって充てることができるものとする。</p> <p>3 前2項の管理者は，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター</p>

改正案	現 行
<p>をいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第74条第2項及び第75条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第46条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第62条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、</p>	<p>をいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第74条第2項及び第75条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第46条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第62条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、</p>

改正案	現 行
<p>介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第74条 (省略)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第71条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第80条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	<p>介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第74条 (省略)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第71条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第80条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>3 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第85条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>	<p>(協力医療機関等)</p> <p>第85条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>